

措置状況の公表について

令和7年度定例監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年5月26日

福津市監査委員 木村 道也  
福津市監査委員 榎本 博

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>【総務課】</b></p> <p>①公印の使用について、福津市公印則に基づいて適正に手続が実施されているが、同規則には公印使用時の管理簿等に関する規定が設けられていないため、いつ、誰が公印を使用したのかを客観的に確認することが困難な状況にある。このため、公印の適正な管理及び事後的な検証を可能とする観点から、使用状況を客観的に確認できる体制の構築について検討されたい。</p> <p>②市は財務規則で定めた「随意契約の限度額」を超える契約案件を公表するとしているものの、当該規定に該当するにもかかわらず公表されていない契約案件が散見される。このため、公表事務を取りまとめている部署として、関係部署との情報共有や確認体制を徹底し、公表漏れがなく行われるよう留意されたい。</p>	<p>①文書管理システムの公印審査を実施することで、公印の使用について管理することが可能です。電子決裁の場合、自動的にシステム上の公印審査を行うこととなりますが、押印決裁の場合もシステム上の公印審査を促すことで、システム上での公印使用の管理が可能となるため、電子決裁の促進と並行して進めていきたいと思っております。</p> <p>②各課からの随意契約の結果報告の方法を改め、報告漏れの可能性を低減させます。 また、公表時の起案文書の合議先を、契約の有無にかかわらず全ての部長とします。 (旧)総務課からの依頼に基づき最大で半年程度遡り情報を集約。 文書合議は契約報告のあった部署の所管部長のみ。 (新)随意契約締結結果入力用のデータファイルを準備し、契約手続き時に情報の入力を可能とする。 文書合議はすべての部長とする。</p>
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>【人事課】</b></p> <p>市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>令和6年度契約において、8件の当該案件が生じていた。今後は、課内で複数人による確認体制の構築等により作業を徹底し、適正な事務処理に努めていきます。</p>
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>【広報秘書課】</b></p> <p>①市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とし</p>	<p>①今後は、課内で複数人による確認体制の構築し、適</p>

<p>た案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。</p> <p>②債務負担行為の契約案件について、市財務規則では経営企画部長の合議を経ることが必要とされているところ、当該部長の合議が確認できないまま、専決処理がなされている事例が認められた。今後は、必要な合議を経た上で決済手続きが行われるよう、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>正な事務処理を行います。</p> <p>②今後は、各種例規やプロポーザルガイドライン等をしっかり確認し、遺漏がないよう努めます。</p>
<p>指 摘 事 項</p>	<p>措 置 状 況</p>
<p><b>【危機管理課】</b></p> <p>①事務文書について、次のような事例が散見されたので、事務の執行が適正かつ正確に行われるよう事務処理を改めること。</p> <p>ア 契約書等の記載内容が適切とはいえないもの イ 請求書に記載されている契約年月日及び担当課名が異なっているもの</p> <p>②市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>①令和6年度契約において、2件の事務文書において、事務処理が適正かつ正確ではありませんでした。</p> <p>ア 令和7年3月に市長が交代されましたが、その時期の契約書に市長名の誤りがあったこと。 イ 年度末の修繕費において、請求書の宛名等の内容に誤りがあったこと。</p> <p>両案件とも、確認作業の不徹底で起きたもので、今後は課内での複数人の確認体制の構築等により、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>②令和6年度契約において、1件の当該案件が生じていた。最終段階のホームページ公表までの確認作業を怠っていたために起こった案件でした。今後は、課内でもホームページ公表後の確認作業も遺漏なく行い、適正な事務処理に努めていきます。</p>
<p>指 摘 事 項</p>	<p>措 置 状 況</p>
<p><b>【管財課】</b></p> <p>①福津市公共施設包括管理業務委託について 当該業務のうち産業廃棄物の収集運搬及び処理について、市は、当該包括管理事業者（以下「包括事業者」）並びに包括事業者が選定した収集運搬事業者及び処理事業者（以下「各事業者」）との間で、4者による覚書を締結している。さらに、排出事業者である市は、各事業者との間で収集運搬及び処理業務に関する委託契約を締結している。これらの委託契約においては、市と各事業者が発注者及び受注者の関係にあり、それぞれの契約書には市が委託料を支払う旨が規定されている。</p> <p>一方、覚書においては、各事業者が履行した業務に対する対価を包括事業者が各事業者に支払い、その相当額を市が包括事業者を支払う取扱いとされている。このため、委託契約書と覚書との間で、対価の支払主体に関する整理が十分であるとは言い難く、仮に包括事業者が債務を履行しない場合は、市が最終的に当該委託料を負担することとなるおそれがある。</p>	<p>①委託契約書と覚書との間の対価の支払い主体に関する整理につきましては、契約書の内容を覚書に合わせる形で修正するよう包括管理事業者と協議・検討します。</p>

<p>したがって、支払責任の所在についてより明確となるよう、委託契約書及び覚書の内容について整合性を図るとともに、必要な見直しをされたい。</p> <p>②債務負担行為の契約案件について、市財務規則では経営企画部長の合議を経ることが必要とされているところ、当該部長の合議が確認できないまま、専決処理がなされている事例が認められた。今後は、必要な合議を経た上で決裁手続が行われるよう、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>②市財務規則に則った決裁手続きの徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【男女共同参画推進室】</b>  福津市女性電話相談業務について  本件契約は、随意契約とした根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第7号としているが、競争入札に付した場合と比較して有利であるとする具体的な理由について、決裁文書上、十分な説明が記載されているとは認められない。当該業務を履行できる事業者の選定理由については一定の妥当性がうかがわれるものの、記載内容からは客観的根拠が明確であるとは言い難いことから、具体的かつ客観的な理由を明確に記載し、より一層の透明性の確保に努められたい。</p>	<p>令和8年度福津市女性電話相談業務委託を行うにあたり、「かすや地区女性ホットライン」に参入している自治体と共同で設置（業務を委託）することで、市が単独で設置する場合と比較し、大きく経費を節減できることを明記しました。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【収納課】</b>  切手について、年度内に購入したものの当該年度中に使用されていないものが散見された。  今後は、年度中における必要数量を適正に見極めた上で購入を行い、可能な限り過剰な保有が生じないよう適正な管理に努められたい。</p>	<p>切手は、主に財産調査（預貯金、生命保険加入調査）の返信代金（普通郵便、一部簡易書留）として使用していますが、令和6年度に通信を使用した預貯金調査サービスを導入したことに伴い、切手の使用数が年々減少してきています。  今後は適正に必要な量を見極めながら、過剰な保有とならないように努めていきます。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【市民課】</b>  切手について、年度内に購入したものの当該年度中に使用されていないものが散見された。  今後は、年度中における必要数量を適正に見極めた上で購入を行い、可能な限り過剰な保有が生じないよう適正な管理に努められたい。</p>	<p>在庫状況を常時確認し、当該年度中における必要枚数を適正に見極めた上で購入を行い、可能な限り過剰な保有が生じないよう適正な管理を行う。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【保険年金医療課】</b>  ①債務負担行為の契約案件について、市財務規則では経営企画部長の合議を経ることが必要とされているところ、当該部長の合議が確認できないまま、専決処理がなされている事例が認められた。今後は、必要な合議を経た上で決裁手続が行われるよう、適正な</p>	<p>①国民健康保険診療報酬明細書内容点検等及び柔道整復施術療養費支給申請書整理業務委託に関する執行事務におきましては、起案文書における件名および合議の決裁区分に誤りがありました。担当者の記載誤りですが、その後の確認時点でこれを修正する</p>

<p>事務処理に努められたい。</p> <p>②本監査で抽出した業務に関して、当該業務に係る履行確認について審査したところ、監督職員と検査職員が同一の職員となっている事例が認められた。本市の財務規則においては、監督職員と検査職員は兼ねることができない旨が規定されていることから、今後は規則の趣旨を踏まえ、適正な職務区分のもとで事務処理を行われたい。</p>	<p>ことができていませんでした。</p> <p>今後は、福津市財務規則等を十分に確認しながら適正な事務処理となるよう努めてまいります。</p> <p>②国民健康保険マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う運用変更対応に係るシステム改修委託業務に関する検査調書において、監督の職務と検査の職務の兼職禁止規定を失念したまま検査調書を作成していました。</p> <p>今後は確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【財政課】</b></p> <p>福津市公会計財務書類作成支援業務について</p> <p>本件契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約が締結されているが、業務内容からみて、当該事業者でなければ履行できないとする合理的な理由が必ずしも明確とは言い難い。また、同一業者との契約が継続している点を踏まえ、その必要性について具体的かつ客観的な理由を整理するとともに、業務内容に応じて競争入札の導入可否を検討するなど、契約の公平性及び透明性の確保に努められたい。</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約するにあたっては、具体的かつ客観的な理由を整理することに努めます。また、業務内容を再度検証し、競争入札の導入可否について、検討します。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【デジタル推進課】</b></p> <p>市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>文書管理簿から契約一覧を作成し、契約金額と随契約理由を、容易に確認できるエクセルや R P A 等のツールを作成し、確実な報告を行う。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【地域コミュニティ課】</b></p> <p>郷づくり交流センター照明 LED 化工事について</p> <p>本件工事は LED 化を目的として入札により発注されたものであるが、契約後の現地調査により数量変更が生じている。当該変更内容は、事前調査により把握し得た可能性も否定できないため、当初設計における調査の精度について検証が必要と考えられる。また、設計数量は入札予定価格の基礎となるものであり、入札の公平性確保の観点からも設計精度の向上に努められたい。</p>	<p>工事発注に関しては、当初設計段階での現地調査を徹底し、数量の不一致が生じないような事務処理に努めていきます。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【うみがめ課】</b></p> <p>公設分別ステーション容器・資源ごみ運搬業務について</p> <p>本件契約は、契約金額が地方自治法施行令第 167</p>	<p>平成 26 年 1 月 28 日最高裁判決で「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は自由競争にゆだねられるべき性格の事業とは位置付けられていないもの</p>

<p>条の2第1項第1号に定める少額随意契約の範囲を超えているにもかかわらず、同項第2号を根拠として随意契約により締結されている。しかしながら、複数の事業者から見積書を徴収し、最低価格者と契約していることからすれば、価格競争は実質的に成立しているものと認められる。前出のとおり同項第2号は、契約の性質又は競争入札に適しない場合に限り例外的に随意契約を認める趣旨の規定であると解されるため、本件のように競争が可能な場合は、競争入札の導入可否について検討するとともに随意契約の適用が妥当であったかについて改めて検証されたい。</p>	<p>といえる」とされています。</p> <p>このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」を基に、随意契約を交わしているものです。</p> <p>しかしながら、福津市財務規則第133条に基づけば、見積書を徴することが必要であるため、市内に一般廃棄物処理業の許可を得ている業者が3社あることから、3社から見積もりを徴しているものです。以上により、今後における競争入札の導入は不可であり、これまでの随意契約の適用は妥当であったとして検証を終えております。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【商工観光課】</b></p> <p>①福津市ワンストップ特例申請オンライン受付管理システム保守・運用業務について</p> <p>本契約書には、「期間満了の一ヶ月前までに発注者又は受注者の何れからも本契約を継続しない旨の通知がないときは、本契約は同一条件で更に一年間継続する」と記載されている。しかしながら、地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」と規定されている。この規定の趣旨は、毎年度の予算の議決を前提として適法に締結されるべきものであることを明らかにしたものと解する。したがって、契約の更新にあたっては、毎年度の予算措置及び適正な契約手続を経たうえで、契約を締結する仕組みとするように契約条項の見直しを検討されたい。</p> <p>②福津市海岸清掃（重機清掃）業務について</p> <p>本件契約は、仕様書において海岸清掃機械を指定していることから、当該特定機械を保有する事業者が一者に限られるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約により契約が締結されている。しかしながら、設計書においては汎用性のある機械を使用することを前提とした積算構成となっており、特定機械の使用を前提とする費用は計上されていない。この点について、本件業務が必ずしも特定機械でなければ履行できない内容であったのか、競争入札の実施が不可能であったのかについて、十分な説明がなされているとは言い難い。</p> <p>随意契約が地方公共団体の契約において例外的な</p>	<p>①令和8年度において、福津市ワンストップ特例申請オンライン受付管理システム保守・運用業務については、契約内容の見直しを行い、毎年度の予算措置及び適正な契約手続を前提とした契約を締結している。これに伴い、ご指摘のあった契約の自動更新に関する条項は削除し、法令の趣旨に沿った内容へ改めている。</p> <p>②本業務は、市内の海岸を8区間に分類し、海岸に堆積、砂中に埋没した漂着物や細粒ごみ等（以下「海岸漂着ごみ」という。）をふるい分けながら広範囲を短時間で収集し、かつ、海岸漂着ごみを最終処分場（古賀清掃工場）に搬入・受入可能な状態にまで分別するためには特定機械の使用が必要と考え、本業務の仕様で定めている。しかしながら、仕様書と設計書との不整合については、ご指摘のとおりと認識し、令和8年度の契約手続より仕様書に沿った設計書に是正する。また、現時点においても特定機械を保有している事業者は一者のみであることを当該事業者から聞き取っているが、今後も他事業者の特定機械の保有状況については適宜情報収集を</p>

<p>手法であることを踏まえ、設計書と仕様書の整合を図るとともに、随意契約によらなければ契約の目的が達成できないとする合理的な理由について、改めて整理・検証されたい。</p>	<p>行うなどして注視していき、競争入札実施の可能性を検討していく。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【農林水産課】</b></p> <p>①市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。</p> <p>②本監査において抽出した補助事業について、当該年度内に実績報告書が提出され補助金額が確定したにもかかわらず、概算払いとして支出している事例が確認された。福津市農林水産業事業補助金交付要綱に概算払いの規定が設けられているものの、概算払いは、確定前に資金交付を行う支払方法であり、最終的には精算処理を要するものであることから、補助額が確定している場合においても当該方法を採用する合理性について、事務処理の効率化の観点も踏まえ、改めて検証されたい。</p>	<p>①次年度以降、課内で複数による確認体制を構築し対応します。</p> <p>②指摘を受けている「漁業近代化資金利子補給費補助金」については、年度末間際まで額が確定しないことから、一旦、概算払いで支払った後、清算処理を行っています。</p> <p>次年度以降は、額の確定の時期と事務処理期間を考慮し、効率的に事務処理を実施するよう努めます。</p>
<p style="text-align: center;">指 摘 事 項</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況</p>
<p><b>【農業委員会事務局】</b></p> <p>本監査で抽出した業務に関して、当該業務に係る履行確認について審査したところ、監督職員と検査職員が同一の職員となっている事例が認められた。本市の財務規則においては、監督職員と検査職員は兼ねることができない旨が規定されていることから、今後は規則の趣旨を踏まえ、適正な職務区分のもとで事務処理を行われたい。</p>	<p>適正な職務区分に基づき事務処理を進めるため、契約関連文書に限らず重要な文書については、複数名で確認できる体制を整え対応してまいります。</p>